

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市農業委員会
会長 近藤 好幸

豊橋市農業委員会の体制が再編され3年を終えようとしています。この間、平成30年3月に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、この指針に基づき農業委員会として「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」に努めて参りました。

しかし、農業者人口の減少や高齢化、さらに後継者不足等は、全国的な問題として取り上げられていますが、農業が盛んな豊橋市においても例外ではありません。2000年と2015年農林業センサスを比較しますと、豊橋市の農業者人口は4割近く減少しています。また、農業者の平均年齢は57.8歳から63.4歳と高齢化が進んでいます。

こうした状況がさらに進展することが懸念されるなか、TPPや近年、顕著になっている気候変動による異常気象に加え、今般の新型コロナウイルスによる地球規模の影響は決して見過ごすことはできません。新型コロナウイルスによる影響が長引けば、豊橋市の農業基盤にも深刻なダメージが及ぶ恐れがあると考えます。

今後、私たちは積極的に新しい生活様式を取入れながら、豊橋農業への誇りとこだわりを持ち、次世代に繋ぐ使命を果たすなかで、独自の経営発想で地域農業を再生していかなければならないと考えています。そのために、関係諸機関との連携を密にして、新たな仕組みづくりを行政と共に構築する必要があります。

つきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する業務を効率的かつ効果的に実施するため、令和3年度の施策の展開に向けて予算措置及び農業者支援の更なる充実にご配慮いただきますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、意見書を提出いたします。

記

◆遊休農地の発生防止・解消

農地の整備について

遊休農地のその多くは用水がなく小区画であったり、不整形な傾斜地であったり、耕作に不向きな農地であり、今後、農業者が減少し高齢化する中で、これらの農地を保全管理することは容易ではない。

こうしたことから、遊休農地発生を抑止に貢献できる土地改良事業について、現在、計画されている事業についても、地元の意向を尊重し、実施に向け努力されたい。

◆担い手への農地利用の集積・集約化

人・農地プランの充実にむけて

現在、担い手の経営環境等を改善するため、農地中間管理事業制度を活用した「人・農地プラン」などにより農地利用の集積・集約化を実現しようとしているところである。

そこで、今後、担い手が地域の農業を持続的に支えていくなかでは、今回の新型コロナウイルスのような事態においても柔軟な対応をとれるよう、担い手自身が常に新たな経営感覚を養い、地域とともに歩み続けることが重要であると考えます。

そこで現在、愛知県農業大学校で行われている「愛知県農業次世代リーダー塾」など次世代の経営者を育成する研修を今後も引き続き実施されたい。

◆新規参入の促進

新規就農者等の支援について

市をはじめ国、県、JA など関係機関の支援策を分かりやすく紹介するため、新たに「豊橋版就農マニュアル」を策定するなど、市は新規就農者への支援の充実に努めているところではあるが、依然として農地の確保や技術の習得は容易でない現状がある。

そこで、新規就農者にとって、技術を習得する機会が国が行う「農の雇用」や愛知県農業大学校の研修などに集約されているなか、市内の農家での研修を通じて技術習得ができる機会となっている「農業次世代人材投資事業」などに、市と連携して引き続き取り組まされたい。